

令和3年9月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(事前)

令和3年9月9日(木)

〔委員会の概要〕

南委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度県計画(医療分)の概要について

(資料1)

○新たな青少年センターの管理運営について(資料2)

林保健福祉部副部長

9月定例会に提出を予定いたしております、次世代育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明いたします。

今回、御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計補正予算案でございます。

私のほうからは一般会計の総括、並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に御配付の次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。2部局で、予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は1億1,797万6,000円となっており、補正後の予算総額は468億6,936万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。また、括弧内の数字は、今回補正額の財源の再掲となっております。

3ページをお願いします。保健福祉部関係の部別主要事項説明でございますが、長寿いきがい課の老人福祉施設費、摘要欄①のア、地域介護総合確保施設整備事業費4,115万1,000円は、高齢者が住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、市町村が、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画において開設を見込む、地域密着型サービス事業所の整備等に必要な経費を支援するものでございます。

同じく①のイ、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費7,582万5,000円は、高齢者施設等が実施する非常用自家発電設備や、給水設備の整備、垂直避難に向けたエレベーターの設置等を支援し、災害対応能力の向上を図るものでございます。

今回お願いする補正予算は以上でございます。予算額は、表の最下段に記載のとおり補正前の額342億2,240万9,000円に對しまして、今回補正額1億1,697万6,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は、343億3,938万5,000円となっております。

9月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、この際、1点御報告をさせていただきます。

資料1をお願いします。医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度県計画(医療分)の概要についてでございます。

平成26年度に設置された地域医療介護総合確保基金に関して、医療分野で実施する事業につきましては、徳島県地域医療総合対策協議会の委員である医師等の専門分野の方々から頂いた御意見を基に、令和3年度県計画を策定し、国に提出することとなっております。

1、基金の状況でございますが、令和3年度につきましては、医療分として、国全体で1,179億円が確保されており、徳島県には約10億8,500万円が配分される見込みでございます。

そのうち、次世代育成・少子高齢化分につきましては、約6億8,400万円となっており、今年度計画している事業につきましては、全て実施できる予定でございます。

2、事業概要につきましては、今年度からの新たな事業である救急医療に携わる関係機関をネットワークで接続し、応需情報などの医療機関情報や救急搬送患者情報を共有するシステムを構築する徳島県救急搬送支援システム整備事業をはじめとして、これまでも実施してまいりました在宅医療推進事業における訪問看護体制支援事業、医療従事者の確保養成事業における地域医療支援センター運営事業、女性医師等就労支援事業、病院内保育所運営補助事業、小児救急医療体制整備事業など多くの事業を盛り込んでいるところです。

今後もこの基金を活用し、地域における医療介護サービス提供体制の充実に向け、積極的に取り組んでまいります。

報告は以上であります。よろしくお願いいたします。

上田未来創生文化部長

続きまして、9月定例会に提出を予定しております未来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計補正予算案でございます。委員会説明資料の1ページを御覧ください。

未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、100万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、115億8,909万2,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明いたします。5ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課関係でございます。目名、児童福祉総務費の摘要欄①、アのヤングケアラー支援事業では、潜在化するヤングケアラーを早期発見・把握し、必要な支援につなげるため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関の理解促進をはじめ、社会的認知度向上に向けた周知・啓発を推進するための経費として、100万円を計上しております。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、112億3,792万6,000円となっております。
以上が、今定例会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、この際、1点、御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。新たな青少年センターの管理運営についてでございます。1の管理運営としては、民間事業者が有するノウハウの活用により、利用者サービスの向上につなげるため、現行と同じ指定管理者制度といたします。

2の指定管理者については、令和4年度は、指定期間が残っている現青少年センターの指定管理者の適性を、第三者による選定委員会で確認の上、必要な手続を行います。なお、令和5年度以降については、令和4年度に新たに公募いたします。

3の開館時間等ですが、新たな青少年センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとし、休館日は、毎月第4水曜日及び、12月29日から1月3日までの年末年始とする予定です。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

北島委員

私のほうから、今回、保健福祉部の長寿いきがい課で老人福祉施設整備事業費、アの地域介護総合確保施設整備事業費が4,100万円余り計上されておりますが、これについて質問をさせていただきたいと思えます。

この題目ではちょっと分かりにくいのですが、具体的にどのような事業か、まず教えていただけますでしょうか。

川人長寿いきがい課長

ただいま、北島委員から、今回補正予算でお願いをしております地域介護総合確保施設整備事業の内容についての御質問を頂きました。

地域介護総合確保施設整備事業につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、県に設けられております地域医療介護総合確保基金、こちらの介護分を活用し、地域の実情に応じた地域密着型サービスの拠点整備などを支援するものでございます。

今回、補正予算をお願いしておりますものにつきましては、市町村が介護保険事業計画、また高齢者保健福祉計画におきまして、開設を見込んでおります地域密着型サービス事業所の整備などについての必要な経費というものでございまして、具体的には藍住町が計画をしております看護小規模多機能型居宅介護事業所、こちら1か所の整備に対する補助となっております。

なお、補助額につきましては、基金メニューで国において定められております施設種別ごとの整備に係ります補助基準単価、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、1施

設当たり3,360万円、また開設準備経費の定員数によります補助基準単価、こちらにつきましては宿泊定員数が1定員当たり83万9,000円となっているところですが、今回予定しておりますのが9名の宿泊定員ということで、これらの合計額4,115万1,000円をお願いしているところでございます。

北島委員

介護サービス、介護施設では、小規模多機能型居宅介護というのをよく今まで聞くのですが、この前に看護という文言が付いていますが、この看護が付いた小規模多機能型居宅介護というのは、具体的にどんなサービスになりますか。

川人長寿いきがい課長

ただいま、看護小規模多機能型居宅介護とは、どのようなサービスなのかという御質問を頂きました。

こちらのサービスにつきましては、平成24年度の介護報酬改定におきまして、創設がなされましたサービスでございまして、一つの事業所の中で訪問介護や訪問看護の訪問サービスと、また自宅から施設に日中通いますデイサービス、また施設内での短期入所、いわゆる泊まりのサービス、これらを組み合わせてサービス提供を行う事業でございまして。

事業所の中には、介護支援専門員いわゆるケアマネージャーさんが配置をされておきまして、サービスの一元管理が行われること、また利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能であること、更に看護が付いているというところでございますが、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを利用することができるサービスということとなっております。

北島委員

主治医との密接な連携の下で、医療行為も含めてサービスを受けられるということで、非常に心強いというか、良いサービスをしているなあと思うのですが、今回藍住町の分ですけれども、実際県内において、他のこういった施設はどれぐらいあるのか教えていただけますでしょうか。

川人長寿いきがい課長

県内での実施施設数ということでございますけれども、現在県内におきましては、徳島市内、それから阿南市内、この二つの市におきまして五つの事業所がこの事業を実施しているという状況でございまして、利用者数につきましては月平均に直しますと、64名ほどということになってございます。

北島委員

先ほどの御説明で、平成24年の介護報酬改定で創出されたサービスということで、既に七、八年たっているのかなと思いますが、それでも県内五つの事業所で先ほども月平均64名という利用者とお聞きしましたが、少しニーズが少ないのかなあと思いますし、素晴らしいサービスを受けられる良い施設ですので、こういった整備を更に進めていって、ニ-

ズを高めていくべきと思うのですが、これ現状のニーズというか、もし調査をされているのであれば、そういったところを少し教えていただけますでしょうか。

川人長寿いきがい課長

北島委員から、県内のこのサービス事業を今後も広げていくために、整備をどのように進めていくのかという話でございます。

この看護小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては地域密着型サービスということで、市町村の計画に基づき実施されるというサービスになっているところでございます。県内の各市町村におけます今後のサービス見込み量の積み上げをいたしまして、今年3月に策定をいたしました県の第8期の介護保険事業支援計画でありますとくしま高齢者いきいきプランの中で、この看護小規模多機能型居宅介護事業所サービスの利用者の見込みにつきましては、令和3年度で年間延べ996人となっているところでございますが、令和5年度におきましては、年間延べ1,380人となっているところでございまして、一定のニーズはあるものと認識しており、今後も整備が進んでいくものと考えております。県といたしましては市町村から相談があった場合など、積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。

北島委員

最終的には市町村が決定をする事項ですので、なかなか県が率先してというのは難しいと思いますけれども、是非とも相談があった場合には、おっしゃったように積極的に支援をお願いしたいと思います。

こういった施設、介護に関して、今まで厚生労働省とか介護関係のいろいろな機関のアンケートだとか、調査ですけれども、皆さん可能な限り住み慣れた地域とか、自宅で最後まで暮らし続けたいという希望をされる国民の方が多くおられるという結果が出ておりますが、一方で家族に介護の負担を掛けたくないというような意見も多くあるということで、さらにまた一人暮らしであったり、高齢者のみの世帯も増えていく状況ですので、多様なこういったサービスが一つの事業所で、一元管理の下で行われると、こういった施設が、今ニーズ調査の結果を教えてくださいまして、今後更に増えてくると思いますので、今まで以上の取組を期待させていただいて質問を終わります。よろしくお願いします。

南委員長

先日、保健福祉部関係の文教厚生委員会でも聞いたのですが、両親あるいは一人親、保護者が新型コロナウイルス感染症になったときに、小さい子供がいた場合、非常にその処置に苦勞しているということが、テレビ等でも報道されているのですが、徳島県内ではそのような例があったのであれば、その時の状況を教えてくださいませんか。

山名こども未来応援室長

南委員長より、保護者の方が陽性になった場合の子供への対応につきまして、御質問を頂いたかと存じます。

まず、保護者の方の陽性が確認されまして、保健所による積極的疫学調査が実施された

際には、まずは陽性となった保護者様の症状であったり、行動歴、職場の状況とともに、御家族の状況、お子様の年齢や心身の状況であるとか、養育の環境などについてしっかりと聞き取りを行った上で対応されております。

その際に、まず同居をされているお子様に関しましては、濃厚接触者となりますため、PCR検査を受検しまして、陰性の場合には健康観察ということが必要になりますけれども、どこでどのような方法で健康観察の期間を過ごすのかということにつきましては、保護者様やお子様の御意向を十分に踏まえて、保健所や必要に応じて市町村、児童相談所など、関係機関のほうがその都度に協議をして、対応をさせていただいております。

そうした結果、親類縁者の方などにより支援を受けながら健康観察を行った例などもございますけれども、最終的に子供のみ濃厚接触者として、家庭に取り残されることとなつて、保護者のほかに養育可能な祖父母などの親類縁者がいないと判断された場合につきましては、臨時の一時保護所を設けまして、児童相談所による一時保護という体制を整えております。

なお、感染対策のために通常の一時保護所とは、別の県立施設のほうで、受入れをすることとなっており、児童相談所の職員等が対応に当たることとなります。

それから、これまでに対応した例といたしましては、1例ございまして兄弟お二人の受入れをしております。家族の感染によりまして、心細い思いをされているお子様たちはもとより、子供を残して治療を受ける保護者の不安を取り除くために、最後の^{とりで}砦といたしまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

南委員長

テレビなどで報道されるのは、東京のほうでも医療やいろいろなことがひっ迫している中で、対応しきれていないのだろうなという想像の中で、まだ徳島県はそこまで医療体制もひっ迫していないし、きちんとした対応ができているということで、非常に安心しましたし、これからそういう親御さんも、もし自分が病気になったらどうなるのかというときの不安というのは、徳島県ではきちんとして対応できているというのは、分かったと安心感もあるのかなと思いますし、そういう体制をきちんと維持できるように、頑張ってくださいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

南委員長

ほかにございますか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(10時55分)